

令和6年度十日町市立馬場小学校 いじめ防止基本方針

十日町市立馬場小学校

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、「十日町市立馬場小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめ及びいじめ類似行為の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「法」第2条）

「いじめ類似行為」とは、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）第2条2項で、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」と定義する。（県条例第2条2項）

なお、県条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

職員は相当の期間（少なくとも3ヵ月を目安とする）が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で十日町市立馬場小学校いじめ対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当な期間を設定して状況を注視する。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめは、どの子どもにも起こる可能性があることを踏まえ、教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 全ての教職員が法及び県条例、学校いじめ防止基本方針の内容を理解し、いじめ防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。「生徒指導研修資料」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提供し、年2回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。また、法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等について、家庭での指導が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。家庭においては法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導が適切に行われるように努める。
- カ 「いじめ見逃しゼロスクール」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努める。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査（隔週木曜日）
- ・ 児童との個別懇談（6月、11月）
- ・ 児童対象の教育相談を通じた調査（随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（随時）

イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター職員等と直接的な連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

当校に、法第22条の規定に基づきいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「十日町市立馬場小学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、いじめ対策推進教員、養護教諭、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③ 委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時は、緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、心情に寄り添った指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 委員会の取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・ いじめの未然防止に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は随時開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。

② 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。

③ 学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待等特別な事情がない限り、いじめを受けた児童の保護者にいじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行った児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

④ 学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合は、直ちにいじめを受けたとされる児童やいじめの疑いを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切な指導をする等、迅速な対応を行う。

⑤ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。

⑥ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の意思を確認する。

⑦ いじめを行った児童に対して、いじめは人格を傷付ける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあった場合は受容的に共感し、いじめに向かわせない力を育むよう指導する。また、その保護者に対して学校との連携を継続的に行うよう助言する。

⑧ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

⑨ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。また、対応後の児童の様子について、継続して連絡する。

⑩ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。

⑪ いじめに関係する児童及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。

⑫ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携

して対処する。

- ⑬ 個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう、下記のような連携体制の構築に取り組む。

- 警察署との協定の締結・見直しによる円滑な情報共有の推進（相互連絡の枠組みを構築し、幅広く相談・通報を可能に）
- 学校・警察連絡員の指定の徹底（緊急時を含め日常的に情報共有や相談・通報が可能な連携体制の構築）
- 学校警察連絡協議会等の活用（学校と警察で認識を共有し、積極的な相談を促進）
- スクールサポーター制度の積極的な受入れの推進（学校と警察のパイプ役として有効なスクールサポーターの活用）

- ⑭ いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。なお、いじめ類似行為にあっては、以下の①により解消を判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）

- ② いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（相当の期間とは、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、重大事態の可能性を想定する。）

- ③ その他 市教育委員会が重大事態と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教育委員会に報告する。

オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

- ② 学校の設置者である十日町市が調査主体となった場合の対応

十日町市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で校長は、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断することなく、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめの防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童（生徒）対象	保護者・地域住民 対象
4	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の検討と共通理解（職員研修①） ○小中一貫教育の推進（通年） ○いじめ対策委員会の開催（通年：随時実施） ○グランドデザイン、学校評価計画 ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ○入学式 ○年間計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○小中一貫教育の充実、異学年交流、あいさつ運動、社会性育成のトレーニング（通年） ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロ県民運動、あいさつ運動（通年） ○入学式 ○グランドデザインの説明と広報（PTA総会等） ○水沢中学校と連携した小中一貫教育の推進（通年） ○PTA活動の充実（通年）
5	<ul style="list-style-type: none"> ○学級・学年等の経営案の作成 ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開（運動会）
6	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会（兼WEBQU事例検討会） ○個別面談 ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○WEBQU① ○心あったか活動（いじめ見逃しゼロの取組） ○小中あいさつ交流 ○個別面談 ○ミニアンケート・教育相談 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（前期） ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期のふりかえり ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ○学校評価保護者アンケート①
8	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（前期） ○人権教育研修（職員研修②） 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域での活動の充実 ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域での健全育成 ○地区PTA行事
9	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○親善陸上大会 ○ミニアンケート・教育相談 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班遠足 ○校内持久走記録会 ○小中Pあいさつ交流 ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内持久走記録会への協力 ○小中Pあいさつ交流への協力 ○遠足の協力
11	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会（兼WEBQU事例検討会） ○個別面談 ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○WEBQU② ○閉校記念式典 ○水中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会（絆交流） ○個別面談 ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○閉校記念式典
12	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間における授業（学習参観） ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間における取組 ○2学期のふりかえり ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間 ○個別懇談 ○学校評価保護者アンケート②
1	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（後期） ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミニアンケート・教育相談 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（後期） ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○親善スキー大会 ○雪像づくり ○一日入学 ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○親善スキー大会への協力 ○中越学童スキー大会への協力 ○一日入学
3	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（後期） ○子どもを語る会（卒業・進級認定会） ○児童の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○しなの会総会 ○6年生を送る会 ○年度のふりかえり ○卒業式 ○ミニアンケート・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ○卒業式